

# 高梁市インターネット公有財産売却 案内書

物件 : 【R7-4】 アンサンブルオルガン YAMAHA DE-637S  
【R7-5】 心臓模型  
【R7-6】 交通教室用信号機 富士防災株式会社 FBS-16W  
【R7-7】 トレーニングマシン 酒井医療株式会社  
ホリゾンタルレッグプレス COP-1201S  
【R7-8】 トレーニングマシン 酒井医療株式会社  
ケーブルカラムエクスプレーシブ COP-3401

高梁市

## 目次

高梁市インターネット公有財産売却参加要領	3
市有財産売買契約書（見本）	7

# 高梁市インターネット公有財産売却参加要領

令和8年2月17日（火）から令和8年2月24日（火）までに高梁市が行う高梁市インターネット公有財産売却に参加される方は、次の事項をご承知いただいたうえでご参加ください。

## 1 一般競争入札に付する物件

売却区分 番号	物件名 (型式等)	予定価格 (消費税込)	入札保証金	現地説明会 及び引渡しの場所
R7-4	アンサンブルオルガン (YAMAHA DE-637S)	20,000 円	2,000 円	旧高梁市立平川小学校 (高梁市備中町平川 6169)
R7-5	心臓模型	1,000 円	100 円	旧高梁市立平川小学校 (高梁市備中町平川 6169)
R7-6	交通教室用信号機 (富士防災株式会社 FBS-16W)	20,000 円	2,000 円	高梁市役所本庁舎 (高梁市松原通 2043)
R7-7	トレーニングマシン (酒井医療株式会社 ホリゾンタルレッグプレス COP-1201S)	30,000 円	3,000 円	有漢地域センター (高梁市有漢町有漢 3387)
R7-8	トレーニングマシン (酒井医療株式会社 ケーブルカラムエクスプレーン COP-3401)	30,000 円	3,000 円	有漢地域センター (高梁市有漢町有漢 3387)

※予定価格とは、あらかじめ高梁市が定めた最低売扱価格をいう。

## 2 参加資格に関する事項

以下のいずれかに該当する方は、一般競争入札へ参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当すると認められる方
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められる方（当該事実があった日から2年を経過している場合を除く）
- (3) 高梁市が定める高梁市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

## 3 契約条項を示す場所

高梁市松原通2043番地 高梁市役所 本庁舎3階 企画財政部財産活用課

## 4 入札参加申し込み

### (1) 参加仮申し込み、入札保証金の納付

入札参加希望者は、令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時までに、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申し込みを行うこと。また、クレジットカードにより高梁市が定めた入札保証金を納付すること。

### (2) 必要書類の提出（参加本申し込み）

#### ①入札参加者本人が参加仮申し込みを行った場合

書類提出は不要とする。なお高梁市において参加資格を確認するため、本人確認ができる書類等の提出を求めることがある。

#### ②入札参加者本人以外の者（代理人）が参加仮申し込みを行った場合

代理人は次の書類を令和8年2月3日（火）までに提出すること（必着）。

- ・入札に関する委任状（高梁市ホームページからダウンロードした様式を使用すること）
- ・本人及び代理人の公的身分証明書の写し（運転免許証、保険証、パスポート等の写し（入札参加者本人が法人の場合は、商業登記簿謄本等の写し））

＜書類提出先＞〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043番地

高梁市役所財産活用課 宛て

## 5 入札物件の下見

物件の下見を希望する者は、高梁市ホームページから事前に申し込みをすること。日程調整を行い、引渡場所にて現地説明会を行う。

### (1) 申込期間

令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年1月27日（火）まで

### (2) 現地説明会の期間

令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）まで（土日祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 入札の期間及び方法

### (1) 入札の期間

令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで

### (2) 入札の方法

売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

## 7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、高梁市が定めた入札保証金を納付しなければならない。

### (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10とする。

### (2) 納付方法は、クレジットカードとする。

- (3) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返金する。
- (4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、高梁市に帰属するものとする。
- (5) 入札保証金には利子を付さない。

## 8 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示した参加資格の無い者がした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

## 9 落札者の決定方法

入札期間終了後、高梁市は開札を行い、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

## 10 契約に関する事項

### (1) 契約の締結時期

落札者は令和8年3月10日（火）までに契約を締結しなければならない。

### (2) 契約書の作成の要否

車両または落札額が10万円以上の物件については契約書を作成し、それ以外については落札決定をもって契約締結したものとみなす。

### (3) 必要書類の提出

上記（2）の契約書に加え、高梁市の指定する書類を上記（1）の期限までに提出すること。

### (4) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とし、契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には利息を付さない。

契約保証金は売払代金の一部として全額充当する。

### (5) 売払代金

納付が必要な金額は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。落札者は、高梁市から請求を受けた後、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに高梁市が納付を確認できるよう、一括にて納付しなければならない。

なお納付の方法は、高梁市が指定する口座への入金によるものとする。

## 11 物件の引き渡し

- (1) 売却代金納付時の現状のままで直接引き渡すこととし、引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、高梁市は一切の責任を負わない。
- (2) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (3) 売払物件の引渡しに要する費用、所有権移転に要する諸費用等は、落札者の負担とする。

## 1.2 その他

この公告に記載するもののほか、必要な事項については、高梁市財務規則及び市ガイドラインの定めるところによる。

## 市有財産売買契約書（見本）

売渡人 高梁市（以下「甲」という。）と買受人 ●●●●（以下「乙」という。）とは、高梁市有財産を売買することについて、次の条項により売買契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「この物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買ire受けるものとする。

売却区分番号	物件名

### （売買代金）

第2条 この物件の売買代金は、金 円とする。

### （売買代金の支払）

第3条 乙は、前条に定める売買代金から契約保証金を差し引いた額を、甲が指定する期日までに甲が指定するところに納付しなければならない。

### （所有権の移転）

第4条 この物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に乙に移転する。

### （売買物件の引渡し）

第5条 甲は、所有権の移転と同時に、なんらの手続を要しないでこの物件を現状有姿のまま現地にて乙に引き渡したものとする。

### （契約不適合責任）

第6条 乙は、引き渡しを受けた売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対して売買物件の修補の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約解除、その他一切の請求をすることはできない。

### （諸費用の負担）

第7条 前項の所有権移転に伴う名義変更手数料等その他一切の諸費用は、乙の負担とする。

### （公租公課等の負担）

第8条 所有権移転後におけるこの物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

### （法令等の規制の遵守）

第9条 乙は、この物件の活用に際して、法令等の規制を必ず厳守しなければならない。

### （紛争の解決）

第10条 甲及び乙は、この物件に関する紛争が生じたときには、次により処理し、それぞれ相手方に対して一切迷惑を及ぼしてはならない。

（1）この物件に関する紛争がこの物件の所有権移転前の原因によるときには、甲が責任をもって処理する。

（2）この物件に関する紛争がこの物件の所有権移転後の原因によるときには、乙が責任をもって処理する。

(契約解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、何らかの催告を要しないでこの契約を解除することができる。

(費用の負担)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第13条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売渡人 岡山県高梁市松原通2043番地  
高梁市  
高梁市長 石田 芳生 印

乙 買受人

印